

- 制定・改廃の概要 -

条例・規則名 東京における自然の保護と回復に関する条例施行規則

公布年月日・番号 平成13年3月16日・東京都規則第39号

1 概要

東京における自然の保護と回復に関する条例（昭和47年条例第108号）の全部改正に伴い同条例の施行に必要な事項を定めた。

その概要は次のとおりである。

(1) 緑のボランティア活動指導者の育成と認定（条例第9条関係）

ア 指導者の育成に資するための自然観察活動等に関する講習の実施について規定した（第3条）。

イ 認定要件に基づく審査による指導者の認定について規定した（第4条）。

(2) 緑化計画書の届出（条例第14条関係）

ア 緑化計画書の届出を必要とする行為を規定した（第5条）。

イ 緑化基準を規定した（第6条、別表第2、別表第3及び別表第4）。

(3) 野生動植物の保護（条例第39条～第46条関係）

ア 大学における教育又は学術研究のために捕獲等をする等、条例第41条第2号の東京都希少野生動植物種の捕獲等の禁止の適用除外について規定した（第43条）。

イ 捕獲等の許可の申請手続について規定した（第45条）。

ウ 捕獲等に係る個体の取扱方法について規定した（第47条）。

エ 東京都希少野生動植物保護区における許可を要しない行為について規定した（第48条）。

（4） 開発の規制（条例第47条～第56条関係）

ア 条例第47条の開発許可の対象となる土地については、区域面積の3分の1以上が自然地（樹林地、農地、草地、池沼等）である土地か、一団で1千平方メートル以上の自然地を含む土地とした（第50条）。

イ 条例第47条第2項、第48条第2項及び第49条第2項に定める緑地等の基準については、土地利用計画、施設の計画及び工事の施工方法等が自然の保護と回復につき、十分に配慮されたものであること、土地の形質変更が必要最小限であること、動植物の生息地又は生育地の保護と回復について適正な配慮がされていること、別表第5の緑地の確保等が行われていることなどとした（第52条）。

ウ 別表第5の緑地基準については、1万平方メートル以上の土地については原則として基準を強化し、また、残留緑地の基準を新設した。

エ 条例第48条の開発許可の特例について、行為地と隣接地の所有者が同一と認められる場合（第55条）及び行為地と隣接地の開発行為が同一と認められる場合（第57条）を規定した。

2 施行期日

平成13年4月1日

3 問い合わせ先

環境局自然環境部計画課管理係

直通電話 03（5388）3539

都庁内線 42 - 611